

諮問日：令和4年6月8日（令和4年度（情）諮問第5号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（情）答申第20号）

件名：東京地方裁判所における特定の事件と特定の法人の関係が分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の事件と特定の法人の関係がわかる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の法人は、特定の事件の原告である。このことは、開廷表や期日簿などから誰でも知ることができた情報である。よって、特定の法人が特定の事件の原告であったという関係がわかる文書の存否の回答又は公開することによって、特定の法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。仮に、傍聴の不許可となった事案であれば文書の存否の回答を拒否することも考えられるが、第1回口頭弁論は公開の法廷で行われた。このため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イに該当するという判断は誤りであり、当該不開示の是正の指示を求める。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、開示申出書記載の法人は、開示申出書記載の特定の事件の原

告であり、そのことは開廷表等によって誰でも知ることができた情報であることや同事件の口頭弁論が公開の法廷で行われたことから、本件開示申出に係る文書の存否を応答することによって当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない旨主張する。

- 2 しかしながら、原判断庁においては、当該文書の存否を明らかにすると、特定の民事事件について、特定の法人が関係を有していたという事実の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになるところ、この情報は、仮に当該事実が存在した場合において、当該法人の社会的評価を低下させるおそれや、当該法人の企業戦略等を推知されるおそれがあるものであって、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に相当することから不開示にするとの判断に至ったものである。

また、当該事件が公開の法廷で審理され、開廷表等により公開されることで、その限度において開廷の前後に訴訟関係者に関する情報が明らかにされることがあるとしても、それは、裁判の公正及び司法権に対する国民の信頼を確保することなどの理念に基づき実施されているものであって、そのことをもって直ちに、法人等に係る上記の事実が存在することを公にしているものではないから、本件存否情報が、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当しないことにはならない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |          |                     |
|---|----------|---------------------|
| ① | 令和4年6月8日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日       | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月9日   | 審議                  |
| ④ | 同年10月14日 | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められる。そして、仮に特定の民事事件について、特定の法人が関係を有していたという事実が存在した場合において、同事実が存在するという情報は、当該法人の社会的評価を低下させるおそれや、当該法人の企業戦略等を推知されるおそれがあるものであるといえることができる。したがって、本件存否情報は、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イに規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 苦情申出人は、特定の民事事件の原告であることは、開廷表や期日簿などから誰でも知ることができた情報であるとして、本件存否情報は、法5条2号イに規定する情報に該当しない旨主張する。

しかし、特定の民事事件が公開の法廷で審理され、開廷表等により公開されることは、裁判の公正及び司法権に対する国民の信頼を確保することなどの理念に基づき実施されているものであるから、その限度において開廷の前後に訴訟関係者に関する情報が明らかにされることがあるとしても、そのことをもって、法人等が特定の民事事件と関係を有していたという事実が存在することを公にしているものではないといえることができる。したがって、本件存否情報が、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当しないことにはならないから、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条2号イに規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子